

令和8年度茨木市ホームページ広告掲載業務仕様書

茨木市ホームページ広告掲載業務についての仕様書は次のとおりとする。

1 業務名

茨木市ホームページ広告掲載業務

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

- (1) 広告掲載期間は、令和8年5月1日から令和9年4月30日までとする。
- (2) 茨木市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について広告掲載希望者の募集、調整及び広告主の選定に関する業務を行う。
- (3) (2)の実施に当たっては、茨木市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、茨木市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び茨木市ホームページ広告掲載取扱い運用基準（以下「運用基準」という。）を順守すること。
- (4) 掲載条件など広告掲載にかかる事項についての広告主及び広告掲載希望者（以下「広告主等」という。）との交渉及び調整に関する業務を行う。
- (5) その他、広告主等からの問合せ等への一切の対応を行う。

4 広告の規格等

広告の規格及び広告の掲載位置については運用基準によるものとする。なお、茨木市ホームページは令和8年度中に全面リニューアル予定ですが、広告の規格及び広告の掲載位置についての変更はありません。

5 データ保護について

- (1) データ及び貸与品等は、別途指示するものを除き、契約終了時まで善良な管理者の注意義務をもって保管すること。
- (2) データ及び貸与品の処分方法は、別途指示する。
- (3) その他、データ及び貸与品等の保護・管理体制については、万全の措置を講ずること。

6 買取枠

広告の買取枠数は毎月8枠以上とする。

7 広告掲載料等

- (1) 1月当たり8枠分（1枠当たりの単価（消費税相当額を含む）に8を乗じて得た額）を月額広告掲載料とする。ただし、1月当たりの掲載枠数が8枠を超える場合は、当該月の掲載料に1枠当たりの単価（消費税相当額を含む）に超過枠数を乗じて得た額を加えて、納付すること。
- (2) 月額広告掲載料を本市の発行する納付書により、本市が指定する期限までに納付すること。

8 広告について

- (1) 広告を掲載できる者、広告の内容等は、実施要綱、掲載基準及び運用基準並びに関連法規によるものとする。
- (2) 広告掲載に当たって必要な書類の提出については、運用基準第6から第9の規定を順守し行うこと。このとき、茨木市（以下「甲」という。）が必要に応じて修正等の措置を求めた場合は、速やかに対応しなければならない。
- (3) 甲は、広告主又は広告内容が実施要綱等の基準を満たさなくなったとき、又は、その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。

9 その他

- (1) 甲への信頼やホームページの品位を損なうことのないよう、細心の注意をはらい業務に当たること。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、甲の指示に従うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。
- (4) 別添「情報セキュリティに関する特記仕様書」に記載する項目を順守すること。